



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

- 規則
  - \*44 和歌山県税規則等の一部を改正する規則 (税務課)
- 教育委員会規則
  - \*19 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- 人事委員会告示
  - \*5 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程
- 訓令
  - \*38 職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令 (人事課)

## 規 則

### 和歌山県規則第44号

和歌山県税規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県税規則等の一部を改正する規則

(和歌山県税規則の一部改正)

第1条 和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条各号中「県吏員」を「県職員」に改める。

第5条を次のように改める。

(知事が収納の事務を委託した者に払い込むことができる自動車税に係る徴収金)

第5条 条例第6条第2項の規則で定める徴収金は、その金額が30万円以下の徴収金とする。

第5条の3の3を次のように改める。

第5条の3の3 削除

第5条の3の5中「第71条の14第4項」を「第71条の14第5項」に改める。

第5条の3の6中「第71条の35第5項」を「第71条の35第6項」に改める。

第5条の3の7中「第71条の55第5項」を「第71条の55第6項」に改める。

第5条の6中「第72条の46第4項」を「第72条の46第5項」に改める。

第6条の3中「第74条の23第4項」を「第74条の23第5項」に改める。

第7条の5中「第90条第4項」を「第90条第5項」に改め

る。

第8条の2中「第133条第1項第2号」の次に「又は第4号」を加える。

第11条の2中「第699条の21第4項」を「第699条の21第5項」に改める。

第11条の4中「第700条の33第4項」を「第700条の33第5項」に改める。

第13条第1号の11を次のように改める。

(1) の11 削除

第13条第7号を次のように改める。

(7) 自動車税納税済確認証明書交付申請書 別記第7号様式

別記第1号の3様式(その6)を次のように改める。

別記第 1 号の 3 様式 (第 13 条関係)  
(その 6)

事業協同組合等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予申請書

地方税法第 73 条の 27 の 5 の規定により、事業協同組合等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予を申請します。

年 月 日

住 所

氏名 (名称) ㊟

県税事務所長 様

不動産の取得年月日		年 月 日	
譲渡予定人	住 所	氏名	
不動産の譲渡予定年月日		年 月 日	
不 動 産 の 表 示	不 動 産 の 種 類	家 屋 ・ 土 地	所 在 地
			家屋番号・地番
			床面積・地積
			種 類 地 目
課税標準額	※	円	納税通知書番号 ※
税 額	※	円	徴収猶予通知書番号 ※
備 考			

- 注 1 この申請書には、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定による資金の貸付け等を受けて取得した不動産であることを証明する書類一部を添付すること。
- 2 この申請書は、不動産取得税の申告書を提出する際併せて提出すること。
- 3 ※印欄は不明の場合は、記載の必要はありません。

別記第1号の16様式中「和歌山県出納長」を「和歌山県  
会計管理者」に改める。

「市  
別記第1号の17様式中 町長 を削る。  
村 」

別記第2号様式から別記第2号の4様式までを次のように  
改める。

別記第2号様式(第13条関係)  
年度

第 年 月 日

# 個人の県民税の賦課状況報告書

県税事務所長 様

市(町村)長

印

和歌山県税条例第27条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

区分	個人の県民税		個人の市町村民税		合計
	均等割	所得割	均等割	所得割	
普通徴収分 ①					
特別徴収分(2/12箇月分) ②					
前年度課税分で本年度の収入となるべき徴収分(2/12箇月分) ③					
計 ② + ③ ④					
退職所得の分離課税に係る所得割額 ⑤			A		B
合計 ①+④+⑤ ⑥			C		D
特別徴収分のうち本年度課税分で翌年度の収入となるべき分(2/12箇月分) ⑦					
滞納繰越となった分 ⑧					
⑧のうち平成19年度以降以降分 ⑨					
⑧のうち平成18年度以前分 ⑩					
区分	普通徴収分	特別徴収分	計	特定あん分率	平成18年度確定あん分率
均等割のみの方 ⑪	人	人	人	$\frac{C-A}{D-B}$	
所得割のみの方 ⑫					
均等割と所得割の方 ⑬					
計 ⑪+⑫+⑬ ⑭					
退職所得の分離課税の方 ⑮					
滞納繰越となった方 ⑯					
合計 ⑭+⑮+⑯ ⑰					

調定額

納税義務者数



別記第2号の2の様式(第13条関係)

個人の県民税の徴収状況報告書

号 日  
年 月 日

県税事務所長 様

市(町村)長

和歌山県税条例第27条第3項及び第5項の規定により、年度の個人の県民税について 年 月の徴収状況を下記のとおり報告します。

区分	現年課税分			滞納繰越分(平成19年度以降分)			滞納繰越分(平成18年度以前分)			合計
	税額	加算延滞金額	小計	税額	加算延滞金額	小計	税額	加算延滞金額	小計	
県民税及び市町村民税に係る徴収金	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
① 本月分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
② 累計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
あん分率	平成 年 月 日現在									
③ 平成 年 月 日現在	平成19年3月31日現在確定あん分率									
払い込むべき県民税に係る徴収金額	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
④ 本月分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
⑤ 累計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
既に払い込んだ県民税に係る徴収金額	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
⑥ 本月分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
⑦ 累計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
⑧ 払込み過不足額	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
⑨ 県民税の払込み清算欄	平成 年3月31日現在確定あん分率									
⑩ 払い込むべき県民税に係る徴収金額	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
⑪ 翌年度払込額	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
⑫ (⑩-⑪)決算日までの払込額	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

別記第2号の3様式(第13条関係)

個人の県民税の滞納状況報告書

県税事務所長 様

市(町村)長

第 年 月 日

印

和歌山県税条例第27条第4項及び第5項の規定により、 年5月31日現在における個人の県民税の滞納状況を下記のとおり報告します。

区	分	3月31日現在		5月31日までの増減		合計		3月31日現在		5月31日までの増減		合計	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
現年課税分 (確定あん分率)	市町村民税	-	円	-	円	-	円	-	円	-	円	-	円
	県民税	-		-		-		-		-		-	
	計	-		-		-		-		-		-	
平成19年度以降分	市町村民税	-		-		-		-		-		-	
	県民税	-		-		-		-		-		-	
	計	-		-		-		-		-		-	
平成18年度以前分 (確定あん分率)	市町村民税	-		-		-		-		-		-	
	県民税	-		-		-		-		-		-	
	計	-		-		-		-		-		-	
合計	市町村民税	-		-		-		-		-		-	
	県民税	-		-		-		-		-		-	
	計	-		-		-		-		-		-	

区分	不納欠損額		滞納額		滞納額の内訳								
	件数	税額	件数	税額	徴収猶予額	換価の猶予額	滞納処分の執行停止額	その他	件数	税額	件数	税額	
現年課税分	市町村民税	-	円	-	円	-	円	-	円	-	円	-	円
	県民税	-		-		-		-		-		-	
	計	-		-		-		-		-		-	
平成19年度以降分	市町村民税	-		-		-		-		-		-	
	県民税	-		-		-		-		-		-	
	計	-		-		-		-		-		-	
平成18年度以前分	市町村民税	-		-		-		-		-		-	
	県民税	-		-		-		-		-		-	
	計	-		-		-		-		-		-	
合計	市町村民税	-		-		-		-		-		-	
	県民税	-		-		-		-		-		-	
	計	-		-		-		-		-		-	

別記第2号の4様式(第13条関係)

個人の県民税の徴収取扱費計算書

第 号  
年 月 日

県税事務所長 様

市(町村)長



和歌山県税条例第30条第2項の規定により 年度の徴収取扱費の額を下記のとおり算定したので送付します。

算 定 の 基 礎			算 定 額
納 税 義 務 者 数	円 ×	人	円
過 誤 納 金 の 還 付 金 額 (歳出によるもの)	県民税及び市町村民税の還付金額	円	円
	あん分率		
	人 員	人	
還 付 加 算 金 額	県民税及び市町村民税の還付加算金額	円	円
	あん分率		
	人 員	人	
納期前の納付に対する報奨金額	県民税及び市町村民税の報奨金額	円	円
	あん分率		
	人 員	人	
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に伴う還付金額	県民税の所得割額からの控除に伴う還付金額	円	円
	人 員	人	
合 計 ①			円
既交付済額 ②			円
要 交 付 額 (①-②)			円



別記第3号の様式中「第42条の2第12項」を「第42条の2第1項」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式 (第 1 3 条関係)

## 自動車税納税済確認証明書交付申請書

証明書番号                      第                      号

証明書の 使用目的	所有権解除、名義変更、廃車、その他		
納税済 年      度	年度まで		
自動車 登録番号		備考	
納税義務者 氏名 (名称)			
提出先	自動車会社、その他		
確 認 欄	年税額 完納状況 本税未納額	上記を証明願います。 年      月      日	
	停止 滞納 代納 延滞	様	
現 氏 名	申請人住所		
証 紙 貼 付		氏名 (会社名)	

別記第7号の様式中「第64条第5項」を「第64条第4項」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。



別記第 1 号様式 (第 1 4 条関係)  
(その 2)  
(表面)

**和歌山 自動車税 納入領収済通知書**  
(表面)

77 和歌山 自動車税 納付区分 33

加入者名 和歌山県会計管理者  
口座番号 00100-9-967076

課税年度	納入額	納付区分	年度

領収日付 印

住所 氏名 納付局

和歌山県 自動車税 納入領収済通知書 (表面)

**和歌山県 自動車税 納付書**  
(裏面)

加入者名 和歌山県会計管理者  
口座番号 00100-9-967076

課税年度	納入額	納付区分	年度

領収日付 印

住所 氏名 納付局

和歌山県 自動車税 納付書 (裏面)

**和歌山 自動車税 納税通知書 兼 領収証書**  
(表面)

和歌山 自動車税 納税通知書 兼 領収証書 (表面)

加入者名 和歌山県会計管理者  
口座番号 00100-9-967076

課税年度	納入額	納付区分	年度

領収日付 印

住所 氏名 納付局

和歌山県 自動車税 納税通知書 兼 領収証書 (表面)

**自動車税納税証明書**  
(裏面)

自動車登録番号

車台番号  
納税年度

有効期限

領収日付 印

和歌山県 自動車税 納税証明書 (裏面)

(裏面)

**◎県税を納付する場所**

◎各県税事務所及び紀南県税事務所新居出張所  
◎伊都振興局総務室及び日高振興局総務室

◎紀陽 関西アーク、東州、第三、南都、百五  
みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、その他の各銀  
行

◎住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行  
◎その他に、新吉、菊野の各信用金庫

◎近畿産業信用組合、近畿労働金庫、商工組合  
中央金庫、ミシ信用組合、和歌山県医師信用組  
合、和歌山県信用組合、和歌山県信用組合、和歌山  
県信用農業協同組合連合会、和歌山  
県信用農業協同組合連合会 (各農業協同組合)

◎郵便局

※バーコードの記載があるものは、差面コンビニ  
エンスストアで納税期限の間に限り「記コンビエ  
ンスストア」でも納付できます。

◎カーチャージ、ファミリースマート、ヤマザキダイ  
リースター、ローソン

**1. 課税の根拠**

本税は地方税法第145条並びに和歌山県条例第59条及び第61条の規定により賦課します。

**2. 延滞金**

納期限を過ぎてから税金を納付されるときは、年14.6% (注)の割合で算出した延滞金額を  
加算して納めてください。この場合、税額の1,000円未満の端数は切捨て計算し、算出した  
延滞金額の100円未満の端数も切捨てます。また、算出した額が1,000円未満のときは、延滞金  
は不要です。

また、督促状が送られると、同状添付日から起算して10日を経過した日の翌日から滞納処  
分のまわりのこととなります。

(注) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3%。ただし、当該期間の属す  
る各年の前年11月30日を経過する日における日本銀行法第15条第1項第1号に基づき定められ  
る各年手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、当該期間  
の属する年の1月1日以後、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となりま  
す。

**3. 賦課に不服のある場合**

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に、  
知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を理由して  
提出してください。この処分の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る徴収の送達を受けた日の  
翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(知事が被告となります)提起できることとされて  
います。なお、他の処分の取消しの訴えは、原則として前記の審査請求に対する徴収を完了後であれば提  
起できませんが、①審査請求のあった日から3か月を経過しても徴収がないとき、②処分、処分の執行ま  
たは手続上の執行により著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他徴収を避けないこと  
につき正当な理由があるときは、徴収を避けないでも徴収の取消しの訴えを提起できます。

【和歌山県税事務所】 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 (県庁南別館5階) 073-441-3409  
【紀南県税事務所】 〒649-6223 岩出市高成209 (新築総合庁舎内) 0736-61-0010  
【紀中県税事務所】 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 (有田総合庁舎内) 0737-64-1259  
【紀東県税事務所】 〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 (西牟婁総合庁舎内) 0739-26-7908  
【新宮出張所】 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8 (東牟婁総合庁舎内) 0735-21-9609

別記第 11 号様式 (第 14 条関係)  
(その 3)

**和歌山県 不動産取得税**  
公  
加入者名 和歌山県会計管理者  
加入者住所 和歌山県和歌山市  
加入者印 公印

口添番号 00100-9-967076  
課税年度 33  
納付区分

課税金額  
延滞金額  
合計額

納付者氏名

納付番号

課税年度  
納付番号  
課税区分  
延滞金額  
合計額

納付年度

領収日付印

**和歌山県 不動産取得税**  
公  
加入者名 和歌山県会計管理者  
加入者住所 和歌山県和歌山市  
加入者印 公印

口添番号 00100-9-967076  
課税年度 33  
納付区分

課税金額  
延滞金額  
合計額

納付者氏名

納付番号

課税年度  
納付番号  
課税区分  
延滞金額  
合計額

納付年度

領収日付印

**和歌山県 不動産取得税**  
公  
加入者名 和歌山県会計管理者  
加入者住所 和歌山県和歌山市  
加入者印 公印

口添番号 00100-9-967076  
課税年度 33  
納付区分

課税金額  
延滞金額  
合計額

納付者氏名

納付番号

課税年度  
納付番号  
課税区分  
延滞金額  
合計額

納付年度

領収日付印

**納税通知書兼領収証書**

和歌山県 不動産取得税  
口添番号 00100-9-967076  
加入者名 和歌山県会計管理者

取得税額  
延滞金額  
合計額

納付者氏名

納付番号

課税年度  
納付番号  
課税区分  
延滞金額  
合計額

納付年度

領収日付印

**和歌山県 不動産取得税**  
公  
加入者名 和歌山県会計管理者  
加入者住所 和歌山県和歌山市  
加入者印 公印

口添番号 00100-9-967076  
課税年度 33  
納付区分

課税金額  
延滞金額  
合計額

納付者氏名

納付番号

課税年度  
納付番号  
課税区分  
延滞金額  
合計額

納付年度

領収日付印

(裏面)

1. 課税の根拠  
本税は、地方税法(昭和25年法律第26号)第73条の2及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第42条の14の規定により賦課します。

2. 延滞金の納付等  
納期限を過ぎてから税金を納付されるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%(注)の割合、税額の1,000円未満の端数は切捨てて計算し、算出した延滞金額の100円未満の端数は切捨て、延滞金額が1,000円未満であるときは、不要です。

また、督促状が発せられますと、督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日から滞納処分を受けることとなります。

(注) 納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は、年7.3%。ただし、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。

3. 賦課に不服がある場合  
この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることが出来ます。審査請求は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分を取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に県に訴えを提起して(知事が被告の代表者となり、)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。また、前記の審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急のため裁決の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

◎県税を納付する場所  
○各県税事務所及び紀南県税事務所新宮出張所  
○伊都郡振興局総務室及び日高振興局総務室  
○紀勝、関西アール・オー、泉州、第三、三笠東京UFJ、みずほ、三井住友、三菱UFJ信託銀行  
○きのくに、新宮、湯浅の各信用金庫  
○近畿産業信用組合、近畿労働金庫、商工組合中央金庫、ミレ信用組合、和歌山県医師会信用組合、和歌山県信用金庫協同組合連合会、和歌山県信用金庫協同組合連合会(各農業協同組合)  
○郵便局

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号

取得原因 主たる取得不動産の所在	
筆数又は棟数	分
用途	区
住宅取得特例控除	円
課税額	3/100 円
標準額	/100 円
当初税額	円
減額(法第11条の3)	円
差引税額	円

県税事務所長 印

課税の根拠、納付場所等は裏面をご覧ください。

上記のとおり領収しました。

納付者印

上記のとおり納付してください。

領収日付印

様

納税通知書兼領収証書

〒あすな、イメイト  
納付番号



別記第14号様式の備考を次のように改める。

備考 この催告書は、法第11条第2項の規定による督促について使用する。

別記第15号様式中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

別記第16号様式中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 この告知書は、法第13条の2第3項後段の規定による告知に使用する。

別記第16号の7様式(その3)の次に次の1様式を加える。



別記第 16 号の 7 様式(第 14 条関係)  
(その 4)

年 月 分軽油引取税徴収猶予承認(不承認)通知書	
特別徴収義務者 住所(所在地) 氏名(名称)	年 月 日  県税事務所長 印
あなたの(徴収猶予・期間延長)申請は、申請のとおり(下記のとおり変更して)承認しますから、下記のとおり誠実に納入してください(下記のとおり承認できませんので通知します。)	
納 期 限	年 月 日
納 入 す べ き 税 額	円
納期限までに納入する税額	
徴収猶予期間及び税額	月 日まで 日間
	月 日まで 日間
	月 日まで 日間
	月 日まで 日間
	月 日まで 日間
	月 日まで 日間
	月 日まで 日間
	合 計
提 供 担 保	
承認できない理由	
お 知 ら せ	
この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。	

備考

- 1 この通知書は、法第700条の21第2項の規定により準用される法第15条第4項の規定による通知について使用する。
- 2 お知らせの欄には、申請のとおり承認した場合は、記載しないこと。

別記第16号の21様式中「第4条第1項」を「第5条第11号」に改める。

別記第16号の23様式の備考中「第16条の3第6項及び第7項」を「第16条の3第8項及び第9項」に改める。

別記第16号の30様式、別記第16号の33様式及び別記第16号の35様式中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

別記第18号の2様式中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

別記第21号様式、別記第24号様式、別記第32号様式及び別記第36号の2様式中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

(和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和38年和歌山県規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の備考4を次のように改める。

4 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。

(1) 事業税若しくは県固定資産税の初年度(第2年度又は第3年度のうち新設又は増設した設備につきはじめて課税免除の申請をする年度を含む。)又は不動産取得税に係る申請

ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し

イ 事業所位置図

ウ 事業所内配置図

エ 工場建物の各階平面図

オ 設備配置図

カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類

キ その他県税事務所長(県固定資産税については知事)が必要と認めた書類

(2) 事業税又は県固定資産税の第2年度又は第3年度( (1) に該当する年度を除く。以下同じ。)に係る申請

ア 第2年度又は第3年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し

イ 新設又は増設した設備を第2年度又は第3年度においても製造業の用に供していることを明らかにする書類

ウ その他県税事務所長(県固定資産税については知事)が必要と認めた書類

別記第2号様式(その1)中「(更正)」を「(変更)」に改める。

(近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和41年和歌山県規則第123号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の備考6を次のように改める。

6 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。

(1) 不動産取得税又は県固定資産税の初年度(第2年度又は第3年度のうち新設又は増設した設備につきはじめて不均一課税の申請をする年度を含む。)

に係る申請

ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し

イ 事業所位置図

ウ 事業所内配置図

エ 工場建物の各階平面図

オ 設備配置図

カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類

キ その他県税事務所長(県固定資産税については知事)が必要と認めた書類

(2) 県固定資産税の第2年度又は第3年度( (1) に該当する年度を除く。以下同じ。)に係る申請

新設又は増設した設備を第2年度又は第3年度においても製造業の用に供していることを明らかにする書類

別記第2号様式(その1)中「申請のあった」を「申請のあった(決定した)」に、「決定」を「決定(変更)」に改める。

(和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和48年和歌山県規則第20号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(その1)の備考5を次のように改める。

5 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。

(1) 事業税若しくは県固定資産税の初年度(第2年度又は第3年度のうち新設又は増設した設備につきはじめて課税免除の申請をする年度を含む。)又は不動産取得税に係る申請

ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し

イ 事業所位置図

ウ 事業所内配置図

エ 工場建物の各階平面図

オ 設備配置図  
 カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類  
 キ その他県税事務所長（県固定資産税については知事）が必要と認めた書類  
 (2) 事業税又は県固定資産税の第2年度又は第3年度（(1)に該当する年度を除く。以下同じ。）に係る申請  
 ア 第2年度又は第3年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し  
 イ 新設又は増設した設備を第2年度又は第3年度においても製造業の用に供していることを明らかにする書類  
 ウ その他県税事務所長（県固定資産税については知事）が必要と認めた書類

別記第1号様式（その2）の備考7を次のように改める。

7 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。

- (1) 事業税若しくは県固定資産税の初年度（第2年度又は第3年度のうち新設又は増設した設備につきはじめて課税免除の申請をする年度を含む。）又は不動産取得税に係る申請
  - ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し
  - イ 事業所位置図
  - ウ 事業所内配置図
  - エ 工場建物の各階平面図
  - オ 設備配置図
  - カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
  - キ その他県税事務所長（県固定資産税については知事）が必要と認めた書類
- (2) 事業税又は県固定資産税の第2年度又は第3年度（(1)に該当する年度を除く。以下同じ。）に係る申請
  - ア 第2年度又は第3年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し
  - イ 新設又は増設した設備を第2年度又は第3年度においても製造業の用に供していることを明らかにする書類
  - ウ その他県税事務所長（県固定資産税については知事）が必要と認めた書類

別記第2号様式（その1）中「（更正）」を「（変更）」に改める。

（和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和62年和歌山県規則第22

号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の備考4を次のように改める。

4 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。

- (1) 事業税若しくは県固定資産税の初年度（第2年度又は第3年度のうち新設又は増設した設備につきはじめて不均一課税の申請をする年度を含む。）又は不動産取得税に係る申請

ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し

イ 事業所位置図

ウ 事業所内配置図

エ 工場建物の各階平面図

オ 設備配置図

カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類

キ その他県税事務所長（県固定資産税については知事）が必要と認めた書類

- (2) 事業税又は県固定資産税の第2年度又は第3年度（(1)に該当する年度を除く。以下同じ。）に係る申請

ア 第2年度又は第3年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し

イ 新設又は増設した設備を第2年度又は第3年度においても製造業の用に供していることを明らかにする書類

ウ その他県税事務所長（県固定資産税については知事）が必要と認めた書類

別記第2号様式（その1）中「（更正）」を「（変更）」に改める。

（和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成12年和歌山県規則第164号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（その1）の備考4を次のように改める。

4 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。

- (1) 事業税若しくは県固定資産税の初年度（第2年度又は第3年度のうち新設又は増設した設備につきはじめて課税免除の申請をする年度を含む。）又は不動産取得税に係る申請

ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し

イ 事業所位置図

ウ 事業所内配置図

エ 工場建物の各階平面図

オ 設備配置図

カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類

にする書類

キ その他県税事務所長（県固定資産税については知事）が必要と認めた書類

(2) 事業税又は県固定資産税の第2年度又は第3年度（(1)に該当する年度を除く。以下同じ。）に係る申請

ア 第2年度又は第3年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し

イ 新設又は増設した設備を第2年度又は第3年度においても製造業の用に供していることを明らかにする書類

ウ その他県税事務所長（県固定資産税については知事）が必要と認めた書類

別記第2号様式（その1）中「（更正）」を「（変更）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

### 教育委員会規則

#### 和歌山県教育委員会規則第19号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 檜 畑 直 尚

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
給与課紀南分室	田辺市	御坊市、田辺市、新宮市、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡

第3条第22号中「教育庁」を「教育庁等」に改め、「旅費、物品調達、その他軽易な支出事務等」を削る。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 教職員（市町村立学校（市町村の組合立学校を含む。）の県費負担教職員を含む。）の給与、旅費及び社会保険に関する事（給与課分室の所掌に属するものを除く。）。

第4条第4号中「こと」の次に「（給与課分室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第4条の2第1号中「市町村立学校」を「市町村立学校（市町村の組合立学校を含む。）」に、「旅費及び社会保険」

を「及び旅費」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市町村における小中学校事務（給与及び旅費に係る事務に限る。）の共同化の推進に関する事。

第7条第7号中「財団法人和歌山県スポーツ振興財団」を「和歌山県体力開発センター」に改め、同条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同条第8号中「体育施設」を「体育・スポーツ施設」に改め、同条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 和歌山県南紀スポーツセンターに関する事。

(9) 和歌山ビッグ愛・ビッグホエールに関する事。

第9条第4号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第10条第6号中「就学奨励」を「就学」に改め、同条第14号中「選抜」を「選考」に改め、同条中第18号を削り、第19号を第18号とする。

第11条第5号中「養護教員」の次に「及び栄養教員」を加える。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### 人事委員会告示

#### 和歌山県人事委員会告示第5号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 1 条関係)  
職員格付表 (警察官を除く。)

部局等		職	部長又は部長相当職	次長又は次長相当職	課長又は課長相当職	課長補佐又は課長補佐相当職	係長又は係長相当職
知事	本 庁	理 事	知事室次長	課 長	室 長	主 査	
		危機管理監	局 長	室 長	副 課 長	検 査 員	
		知事室長	参 事	副 課 長	副 室 長	船 長	
		部 長	室 長	副 室 長	総括課長補佐	機 関 長	
		参 事	監察査察監	総括審議員	課 長 補 佐	主査航海士	
		技 監	生活安全監	主 幹	政 策 審 議 員	主査機関士	
		会計管理者		企 画 員	監 察 査 察 員		
		広 報 監		旅券事務長	改 革 推 進 員		
		監察査察監		総括検査員	班 長		
					調 査 員		
					主 任		
					検 査 員		
					主任航海士		
					主任機関士		
地方機関	共 通			企 画 員	主 任	主 査	
				総括専門員	主任 研究員	主査 研究員	
				総括研究員	専 門 技 術 員	講 師	
				主 幹	講 師	教 務 主 任	
				教 授	教 務 主 任		
	振 興 局	局 長	局 長	室 長	課 長		
			参 事	部 長	旅 券 駐 在 員		
				副 室 長	調 査 員		
				副 部 長	会 計 専 門 員		
				副 参 事	会 計 駐 在 員		
				支 所 長	環 境 指 導 員		
				支 所 次 長	出 張 所 長		
				環境指導員	海南工事事務所 次長		
				海南工事事務			

			務所長 海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所長 京奈和高速事務所長 京奈和高速事務所次長 国道橋本建設事務所長 国道橋本建設事務所次長 切目川ダム建設事務所長 切目川ダム建設事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所次長 ダム管理事務所長	紀の川流域下水道事務所次長 検 査 員	
東京事務所		所 長	次 長	課 長	
			企業誘致統括員		
文 書 館		館 長	次 長	課 長	
県税事務所		所 長	次 長	課 長	
				出張所長	
消防学校		校 長	教 頭		
防災航空センター			所 長	次 長	
世界遺産センター			事 務 長		
環境衛生研		所 長	次 長	課 長	

究センター			部 長	総括主任研究員 支 所 長	
鳥獣保護センター			所 長	課 長	
動物愛護センター			所 長	課 長	
消費生活センター			所 長 次 長	支 所 長	
男女共生社会推進センター		所 長	次 長	課 長	
紀南児童相談所			所 長 分 室 長	次 長	
仙溪学園			園 長 次 長	課 長	
女性相談所			所 長		
子ども・障害者相談センター		所 長	次 長	課 長 室 長	
精神保健福祉センター				所 長	
保 健 所			所 長 支 所 長 次 長 支 所 次 長	課 長	
高等看護学院		学 院 長	副 学 院 長 事 務 長 教 務 主 幹	事 務 長 代 理	主 査 専 任 教 員
なぎ看護学校			学 校 長	副 学 校 長	主 査 専 任 教 員
こころの医療センター		院 長 事 務 局 長	副 院 長 事 務 局 次 長 部 長	部 長 課 長 医 科	医 長 科 長 看 護 師 長 副 看 護 師 長

				老人性痴呆疾患 センター長 薬 局 長 技 師 長 看護 副 部 長 看護 師 長 主任 看護 師	主 査 看護 師 室 長
難病・子ども も保健相談 支援センター			所 長		
公営競技事 務所			所 長 次 長	課 長	
工業技術セ ンター		所 長	副 所 長 部 長	部 長 課 長 特 別 研 究 員	
工業用水道 管理センター			所 長	課 長	
産業技術専 門学院		学 院 長	学 院 長 副 学 院 長	課 長	
農林水産総 合技術セン ター		所 長	所 長 場 長 副 場 長 次 長 部 長	課 長 部 長 副 場 長 副 所 長 船 長 機 関 長	主 査 航海 士 主 査 機 関 士
農業大学校			校 長 副 校 長	部 長 課 長	
就農支援セ ンター			所 長	次 長	
ふるさと定 住センター			所 長		
農作物病害 虫防除所			所 長		



	家畜保健衛生所			所 長	次 長	長	
	南紀白浜空港管理事務所			所 長	次 長	長	
	和歌山下津港湾事務所			所 長	次 長	長	
県 議 会	事務局 長	事務局次長		課 長	副 課 長	主 査	
				副 課 長	調 査 員		
				総括調査員	課 長 補 佐		
					班 長		
					主 任		
教育委員会	本 庁		局 長	課 長	室 長	係 長	
			参 事	室 長	副 課 長	主 査	
				副 課 長	副 室 長	人 事 主 事	
				副 室 長	課 長 補 佐	教育相談主事	
				主 幹	室 長 補 佐	スポーツ主査	
				教育企画員	班 長		
				総括人事主事	主 任		
				専 門 員	分 室 長		
					専 門 員		
					人 事 主 事		
					教育企画員		
					スポーツ主任		
地方機関	教育センター 一学びの丘		所 長	副 所 長	課 長	主 査	
				教育相談室 長	班 長	教育相談主事	
				主 幹	総括指導主事		
					主 任		
					教育相談主事		
	体 育 館			館 長	副 館 長	課 長	
					課 長	主 査	

				主任 スポーツ主任	スポーツ主査
	武道館		館長		スポーツ主査
	図書館	館長	副館長 紀南図書館長 主幹 総括司書 センター長	課長 主任 調査員 主任司書 専門員	課長 主査 主査司書
	近代美術館	館長	副館長	専門員 課長 主任 主任学芸員	課長 主査 主査学芸員
	博物館		館長 副館長 主幹	専門員 課長 主任 主任学芸員	課長 主査 主査学芸員
	紀伊風土記の丘		館長 副館長	専門員 課長 主任 主任学芸員	課長 主査 主査学芸員
	自然博物館		館長 副館長 主幹 専門員	専門員 課長 主任 主任学芸員	課長 主査 主査学芸員
	県立学校		事務長	事務長 事務長補佐 主任	事務長補佐 主査 主査栄養士
警察	本部	参事官	課長 所長 監察官	次席 副所長 センター長	係長 教官 専門研究員

				室 長 場 長 次 席 副 所 長 センター長 隊 長 管 理 官 交通管制官 総括研究員 首席師範 事故統計官	調 査 官 課 長 補 佐 校 長 補 佐 主 任 研 究 員 師 範	
	地方機関	警 察 署		会 計 官	課 長 調 査 官	係 長
選挙管理委員会	本 庁			事 務 局 長 事 務 局 次 長	事 務 局 次 長 班 長	
	地方機関	分 局		分 局 長	分 局 長 代 理	
監 査 委 員 会		事 務 局 長		課 長 副 課 長 総括調査員	調 査 員 課 長 補 佐 班 長	主 査
人 事 委 員 会		事 務 局 長		課 長 副 課 長	副 課 長 主 任	係 長 主 査
労 働 委 員 会		事 務 局 長		課 長 副 課 長	主 任	主 査
海区漁業調整委員会					事 務 局 長 支 所 長 主 任	
市町村立小中学校					事 務 主 任	主 査 主 査 栄 養 士

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第38号

庁中一般  
各地方機関

職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令

職員賞罰審査委員会規程 (昭和42年和歌山県訓令第99号)  
の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「出納長」を削り、同条第5項中「総務管理局长、考査監」を、「監察查察監、監察查察室長、総務管理局长」に改める。

第4条第2項中「出納長」を「総務部長」に改める。

第7条中「総務部総務管理局人事課」を「総務部監察查察室」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。